平川市食育推進キャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平川市の農産物を広くPRするとともに、食育を推進するために作成した食育推進キャラクター「ひらりん・こめお・だいご・にん三郎・トマピー」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(貸出し)

- 第2条 市長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出す ことができる。
- 2 貸出期間は、原則として貸出日から返却日を含めて10日以内とする。

(対象者)

第3条 対象者は、市内に活動の本拠を置く各種団体等、小学校、幼稚園及び 保育園のほか、市長が適当と認めたものとする。ただし、市税等の滞納があ る場合は対象者としない。

(申請)

第4条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、平川市食育推進キャラクター着ぐるみ貸出承認申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(承認等)

- 第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容が次の各号の いずれかに該当する場合を除き、貸出しを承認する。
 - (1) 平川市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) 平川市の農産物及び食育について、正しい理解の妨げになるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (4)特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、 又は与えるおそれのあるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が着ぐるみの貸出しについて不適当と 認めたとき。
- 2 市長は、前項により貸出しの承認を決定したときは平川市食育推進キャラクター着ぐるみ貸出承認通知書(第2号様式)により、貸出しを承認しなかったときは平川市食育推進キャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(使用料等)

第6条 着ぐるみの使用料は無料とする。ただし、着ぐるみの運搬等に係る経費は、第4条第2項の規定による貸出しの承認を受けた者(以下「借受者」という。)の負担とする。

(遵守事項)

- 第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。
 - (1) 承認された用途のみに使用すること。
 - (2)貸出期間を遵守すること。
 - (3) 第三者に転貸しないこと。
 - (4) 返却時に使用状況の写真等を提出すること。

(承認の取消し)

- 第8条 借受者が前条の事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱に違反した ときは、承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。
- 2 借受者が、前項の処分によって損害を受けることがあっても、市長はその 責めを負わない。

(原状回復)

第9条 借受者は、着ぐるみを破損又は汚損した場合は、借受者の責任と負担 により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(市の免責)

第10条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害、又は借受者によりな された第三者への損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに係る必要な事項 は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年10月4日から施行する。